

川崎市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱

28 川 こ 保 第 29 号

平成 28 年 4 月 1 日市長決裁

(目的等)

第1条 この要綱は、保育所等を運営する法人が保育士の宿舎を借り上げるために必要な費用の一部を補助することによって、保育士の就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい環境を整備することを目的とする。

2 川崎市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金(以下「補助金」という。)の交付については、川崎市補助金等の交付に関する規則(平成13年川崎市規則第7号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、「保育所等」とは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第39条第1項に規定する市内の保育所(法第35条第4項の規定により認可を受けた保育所)
- (2) 法第6条の3第9項に規定する市内の家庭的保育事業
- (3) 法第6条の3第10項に規定する市内の小規模保育事業
- (4) 法第6条の3第12項に規定する市内の事業所内保育事業
- (5) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する市内の認定こども園
- (6) 第1号、第3号及び前号に掲げる、保育所、小規模保育事業若しくは認定こども園への移行が決定した市内の認可外保育施設

(補助金交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、保育所等を運営する者(以下「事業実施者」という。)であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 事業実施者が、第4条に規定する補助対象施設を借り上げていること。
- (2) 事業実施者が、第5条の規定により補助対象となる保育士(以下「補助対象保育士」という。)を補助対象施設に居住させていること。
- (3) 事業実施者が、保育士の就業継続のための研修への参加を奨励するなど、保育士の就業継続に努めていること。

(補助対象施設の要件)

第4条 補助対象施設は、補助対象保育士を居住させるために事業実施者が借り上げている居住用の家屋及びこれらに付帯する工作物その他の施設とする。

2 第2条第6号に規定する認可外保育施設については、移行が決定した年度の4月から移行するまでの間に限る。

(補助対象保育士の要件)

第5条 補助対象保育士は、事業実施者に採用された者であって、保育所等に勤務する常勤の保育士(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の18第1項(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第8項において準用する場合を含む。)の登録を受けた者をいう。)のうち、採用された日から起算して6年以内の者とする。ただし、平成24年度以前に補助対象施設に入居している者を除く。

2 前項の規定に加え、次の各号のいずれかに該当する場合は、保育士とみなすことができる。

- (1) 第2条第1号に規定する施設に勤務する川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年川崎市条例第56号）附則第6項の規定により保育士とみなすことができる保健師、看護師若しくは准看護師又は同条例附則第8項の規定により保育士とみなすことができる幼稚園教諭、小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この項において同じ。）を有する者
- (2) 第2条第2号及び同条第3号に規定する施設に勤務する川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例（平成26年川崎市条例第35号）第32条第3項、第35条第3項、第48条第3項、第51条第3項の規定により保育士とみなすことができる保健師、看護師若しくは准看護師又は同条例附則第8項の規定により保育士とみなすことができる幼稚園教諭、小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者
- (3) 第2条第4号に規定する施設のうち幼稚園型認定こども園に勤務する川崎市認定こども園の認定の要件を定める条例（平成30年川崎市条例第14号）附則第4項の規定により保育士に代えることができる幼稚園教諭、小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者又は同条例附則第7項の規定により保育士に代えることができる保健師、看護師若しくは准看護師
- (4) 第2条第4号に規定する施設のうち幼保連携型認定こども園に勤務する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）附則第5条の規定により主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭及び講師（保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。）になることができる幼稚園教諭、川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年川崎市条例第34号）附則第9項の規定により保育士に代えることができる小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者又は同条例附則第11項の規定により保育士に代えることができる保健師、看護師若しくは准看護師
- (5) その他、市長が必要と認める者

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象保育士としないものとする。

- (1) 保育所等の施設長である場合
- (2) 事業実施者から、住居手当等を支給されている場合
- (3) 他の市町村（特別区を含む。）で実施している保育士宿舍借り上げ等に類する事業の対象者と同居をしている場合
（補助対象経費）

第6条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 賃借料
- (2) 共益費及び管理費
- (3) その他、市長が必要と認める経費

2 事業実施者が補助対象保育士から前項各号に掲げる経費の一部を徴収している場合の補助対象経費は、同項各号に掲げる経費から当該徴収金額を減じて得た額とする。

(補助額)

第7条 市長は、次により算出した額（以下「補助額」という。）を事業実施者に補助するものとする。ただし、補助金の交付は予算の範囲内において行うものとする。

- (1) 一戸当たりの補助額は、月額 82,000 円（以下「補助基準額」という。）と補助対象経費を比較し、少ない方の額に4分の3を乗じて得た額とする。
- (2) 居住日数が1月未満の場合は、補助基準額を対象月の総日数で除した額に居住日数を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）と対象月の補助対象経費（10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を比較し、少ない方の額に4分の3を乗じて得た額とする。
- (3) 第1号及び前号の規定により算出した補助額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第8条 事業実施者は、補助金の交付を受けようとする場合、各年度における四半期ごとに、川崎市保育士宿舍借り上げ支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、補助対象保育士が勤務する施設ごとに、市長に申請しなければならない。

- (1) 補助対象保育士内訳書（第2号様式）
- (2) 補助対象保育士に係る不動産賃貸借契約書の写し、雇用契約書の写し、住民票の写し及び保育士登録証、免許証又は免許状の写し。ただし、市長が適当と認めた場合には添付を省略することができる。
- (3) 事業実施者が家賃を振り込んだことを証する書類の写し及び給与明細書の写し、又はこれに代わる書類の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知)

第9条 市長は、前条の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めた場合には、補助金の交付の決定を行い、川崎市保育士宿舍借り上げ支援事業補助金交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第10条 市長は、補助金の交付の決定をする場合は、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助金を他の用途に使用してはならないこと。
- (2) 補助事業を中止する場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けるべきこと。
- (4) その他市長が必要と認める条件

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 前条に規定する条件に違反したとき。
- (3) その他交付について不相当と認めたとき。

(返還命令)

第12条 市長は、前条の規定による補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補

助金が交付されている場合は、期間を定めて、その返還を命ずるものとする。

(実績報告)

第13条 事業実施者は、事業実施期間終了後に、川崎市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金実績報告書(第4号様式)及び補助対象保育士内訳書(第2号様式)を市長に報告するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第14条 補助金の交付を受けた者は、事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税仕入控除税額報告書(第6号様式)により、速やかに市長に報告しなければならない。ただし、補助金の交付を受けた者が全国的に事業を展開する組織の支部、支社、支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等が消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部、本社、本所等の課税売上割合等の申告に基づき報告を行うものとする。

2 前項の報告があった場合には、補助金の交付を受けた者は、前項の仕入控除税額から補助金の額の確定時に減額した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を控除した額を返還するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月30日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年7月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

(補助対象保育士の要件)

2 令和2年度に事業(他の市町村(特別区を含む。)で実施している保育士宿舎借り上げ等に類する事業を含む。)の対象だった者で、採用された日から起算して10年以内の者については、引き続き事業の対象とすることができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年8月8日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

(補助対象保育士の要件)

2 令和3年度に事業（他の市町村（特別区を含む。）で実施している保育士宿舎借り上げ等に類する事業を含む。）の対象だった者で、採用された日から起算して9年以内の者については、引き続き事業の対象とすることができる。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年8月18日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

（補助対象保育士の要件）

2 令和4年度に事業（他の市町村（特別区を含む。）で実施している保育士宿舎借り上げ等に類する事業を含む。）の対象だった者で、採用された日から起算して8年以内の者については、引き続き事業の対象とすることができる。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年8月26日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

（補助対象保育士の要件）

2 令和5年度に事業（他の市町村（特別区を含む。）で実施している保育士宿舎借り上げ等に類する事業を含む。）の対象だった者で、採用された日から起算して7年以内の者については、引き続き事業の対象とすることができる。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和6年9月26日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(第1号様式)

年度川崎市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

住 所
法 人 名
代表者名

令和5年度川崎市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金(第1・2・3・4 四半期分)を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 対象施設名

2 対象人数 名

3 実施期間

年 月 日 ~ 年 月 日

4 補助金交付申請額

_____ 円

《添付書類》

- (1) 補助対象保育士内訳書(第2号様式)
- (2) 不動産賃貸借契約書の写し(該当者分)
- (3) 雇用契約書の写し(該当者分)
- (4) 住民票の写し(該当者分)
- (5) 保育士登録証、免許証(保健師・看護師・准看護師)又は免許状(幼稚園教諭・小学校教諭・養護教諭)の写し(該当者分)
- (6) 法人が家賃を振り込んだことを証する書類の写し(全員分)
- (7) 給与明細書の写し、又はこれに代わる書類の写し(全員分)

(第2号様式)

補助対象保育士内訳書

法人名 ()
 対象施設名 ()

合計	0
----	---

No	補助対象者名	採用年月日等 <small>※採用後、保育士資格等を取った場合その日付を入力してください。</small>	本事業 利用開始 年度	住所	補助対象期間		事由	備考	補助対象経費 (第1四半期)				
					開始日	終了日			対象月	4月	5月	6月	補助額合計
1									月額家賃 (A)	0	0	0	0
									本人負担額 (B)	0	0	0	
									補助額 ((A-B) × 3 / 4)	0	0	0	
2									月額家賃 (A)	0	0	0	0
									本人負担額 (B)	0	0	0	
									補助額 ((A-B) × 3 / 4)	0	0	0	
3									月額家賃 (A)	0	0	0	0
									本人負担額 (B)	0	0	0	
									補助額 ((A-B) × 3 / 4)	0	0	0	
4									月額家賃 (A)	0	0	0	0
									本人負担額 (B)	0	0	0	
									補助額 ((A-B) × 3 / 4)	0	0	0	
5									月額家賃 (A)	0	0	0	0
									本人負担額 (B)	0	0	0	
									補助額 ((A-B) × 3 / 4)	0	0	0	
6									月額家賃 (A)	0	0	0	0
									本人負担額 (B)	0	0	0	
									補助額 ((A-B) × 3 / 4)	0	0	0	
7									月額家賃 (A)	0	0	0	0
									本人負担額 (B)	0	0	0	
									補助額 ((A-B) × 3 / 4)	0	0	0	
8									月額家賃 (A)	0	0	0	0
									本人負担額 (B)	0	0	0	
									補助額 ((A-B) × 3 / 4)	0	0	0	
9									月額家賃 (A)	0	0	0	0
									本人負担額 (B)	0	0	0	
									補助額 ((A-B) × 3 / 4)	0	0	0	
10									月額家賃 (A)	0	0	0	0
									本人負担額 (B)	0	0	0	
									補助額 ((A-B) × 3 / 4)	0	0	0	

(第2号様式)

補助対象保育士内訳書

法人名 ()
対象施設名 ()

合計 0

No	補助対象者名	採用年月日等 ※採用後、保育士資格等 を取得した場合その日付を入力し てください。	本事業 利用開始 年度	住所	補助対象期間		事由	備考	補助対象経費 (第1四半期)				
					開始日	終了日			対象月	4月	5月	6月	補助額合計
11									月額家賃 (A)	0	0	0	0
									本人負担額 (B)	0	0	0	
									補助額 ((A-B) × 3/4)	0	0	0	
12									月額家賃 (A)	0	0	0	0
									本人負担額 (B)	0	0	0	
									補助額 ((A-B) × 3/4)	0	0	0	
13									月額家賃 (A)	0	0	0	0
									本人負担額 (B)	0	0	0	
									補助額 ((A-B) × 3/4)	0	0	0	
14									月額家賃 (A)	0	0	0	0
									本人負担額 (B)	0	0	0	
									補助額 ((A-B) × 3/4)	0	0	0	
15									月額家賃 (A)	0	0	0	0
									本人負担額 (B)	0	0	0	
									補助額 ((A-B) × 3/4)	0	0	0	
16									月額家賃 (A)	0	0	0	0
									本人負担額 (B)	0	0	0	
									補助額 ((A-B) × 3/4)	0	0	0	
17									月額家賃 (A)	0	0	0	0
									本人負担額 (B)	0	0	0	
									補助額 ((A-B) × 3/4)	0	0	0	
18									月額家賃 (A)	0	0	0	0
									本人負担額 (B)	0	0	0	
									補助額 ((A-B) × 3/4)	0	0	0	
19									月額家賃 (A)	0	0	0	0
									本人負担額 (B)	0	0	0	
									補助額 ((A-B) × 3/4)	0	0	0	
20									月額家賃 (A)	0	0	0	0
									本人負担額 (B)	0	0	0	
									補助額 ((A-B) × 3/4)	0	0	0	
									合計				0

(第3号様式)

年度川崎市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金交付決定通知書

川崎市指令 第 号

住所

氏名

年度川崎市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金については、次の条件を付して交付します。

年 月 日

川 崎 市 長

- 1 申請日
- 2 対象施設名
- 3 対象人数
- 4 実施期間
- 5 補助金交付額
- 6 補助金交付日

交付条件

- (1) この補助金を他の用途に使用することはできません。
- (2) 補助事業を中止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けることとします。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けることとします。
- (4) 前各条項に違反した場合は、補助金の全部又は一部を返還していただきます。

(第4号様式)

年度川崎市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金実績報告書

年 月 日

(宛先) 川崎市 市長

住 所
法人名
代表者名

年度川崎市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金(園分) については、 年度の実績が確定し、次のとおり執行したので報告いたします。

なお、保育士の就業継続のための研修への積極的参加を図るなど、保育士の就業継続に努めています。

1 対象施設名

2 対象人数 名

3 実施期間

年 月 日 ～ 年 月 日

4 執行額

_____ 円

《添付書類》

補助対象保育士内訳書 (第2号様式)

(第5号様式)

年 月 日

(宛先) 川崎市長

所在地
法人名
(役職) (氏名)
代表者

年度消費税仕入控除税額報告書 (川崎市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金)

年 月 日川崎市指令 第 号で交付決定を受けた 年度川崎市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金に係る消費税及び地方消費税等仕入控除税額について、次のとおり報告します。

1 補助金の額の確定額

金 円

2 消費税の申告の有無 (どちらかを選択)

有 無

(2で「無」を選択の場合は以下不要)

3 仕入控除税額の計算方法 (どちらかを選択) 一般課税 簡易課税

(3で「簡易課税」を選択の場合は以下不要)

4 消費税法別表第3に掲げる法人又は人格のない社団等の場合の特定収入割合

※ 一般財団法人、一般社団法人、学校法人、社会福祉法人、宗教法人 等

5%以下 5%超

5 補助金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額 金 円

6 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 金 円

7 添付書類

(1) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書 (写し)

(2) 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表 (写し)

(3) 補助金に係る仕入控除税額の積算内訳表

(4) 特定収入割合を確認できる資料

(注) 1 7の(3)については、消費税の申告「有」、仕入控除税額の計算方法「一般課税」の場合に添付してください。

(注) 2 7の(4)については、特定収入割合5%以下の場合に添付してください。